

12/16～ ホームレスの人々の人権

今週は、ホームレスの人々の人権について考えてみたいと思います。

ホームレスとは、失業や家庭の問題など様々な理由により住居を失い、公園・道路・駅などでの生活を余儀なくされる人のことを言います。自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、衛生状況が悪く、十分な食事を摂ることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人は少なくありません。

こうしたホームレスの自立を支援するために平成14年に施行した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は、10年間の時限法でしたが、その後、令和9年まで延長されています。厚生労働省の調査によると、法律施行前の平成13年は24,090人だったホームレスの人数が、法律に基づき、多方面から雇用や住宅の確保等の支援を受けられるようになったことで、令和4年には、3,448人まで減少しました。また、法律だけでなく、ボランティア団体やNPO法人の方々による食事の提供や衣類の配布などの支援活動が行われていることもあり、こうした自立支援活動等が実を結び、再就職をして、新たな生活を送る人もいます。自立のきっかけが人の優しさに触れたことで前向きになれた、というケースもあります。

しかしながら、現実には、ホームレスへの偏見や差別が根強く、嫌がらせや暴力を受けるなどの人権侵害が発生しています。内閣府が実施している平成29年度の「人権擁護に関する世論調査」では、ホームレスに関する人権問題として、「近隣住民や通行人等から暴力をふるわれること」、「差別的な言動をされること」などの回答が34%程度となっています。

現在の社会では、自己責任論が強く、ホームレスの人々に対して「怠惰」、「努力不足」などのイメージを抱き、偏見や差別のまなざしで見える傾向があります。こうした問題を解決するためには、ホームレスとしての生活を営まざるを得なかった理由や苦しみを理解し、自立に向けた支援を行うことが必要です。「社会から排除された…」「社会から孤立した…」、ホームレスとして生活するようになった理由は様々であり、自ら望んでホームレスになっているわけではありません。偏見や固定的なイメージでホームレスを排除してしまうのではなく、私たち一人ひとりがホームレスの人々に対する理解を深め、人権に配慮することが大切です。